

福井県屋外広告物条例・施行規則等の一部改正の概要

※ 公布年月日 福井県屋外広告物条例：平成21年7月14日
福井県屋外広告物条例施行規則：平成21年7月31日

※ 施行期日 平成22年1月1日

平成21年7月

福井県土木部都市計画課

目 次

I	はじめに	P 1
II	見直しの基本的な考え方	P 3
III	規制見直しの内容	
1	禁止地域における案内広告物の規制見直し	P 4
2	禁止地域における照明広告の規制見直し	P 6
3	壁面広告（自家用広告物）の規制見直し	P 7
4	のぼり・立看板・はり札の規制見直し	P 8
5	自家用広告物に係る総量規制等	P 9
IV	既存広告物の経過措置	P 10

1 はじめに

1 屋外広告物とは

- ・屋外広告物とは、屋外に設置されている広告板、広告塔、のぼり、立看板等を指します。
- ・内容が営利的なものも、非営利的なものも、どちらも屋外広告物に該当します。
- ・種類としては、自家用広告物・案内広告物・一般広告物に分けられます。

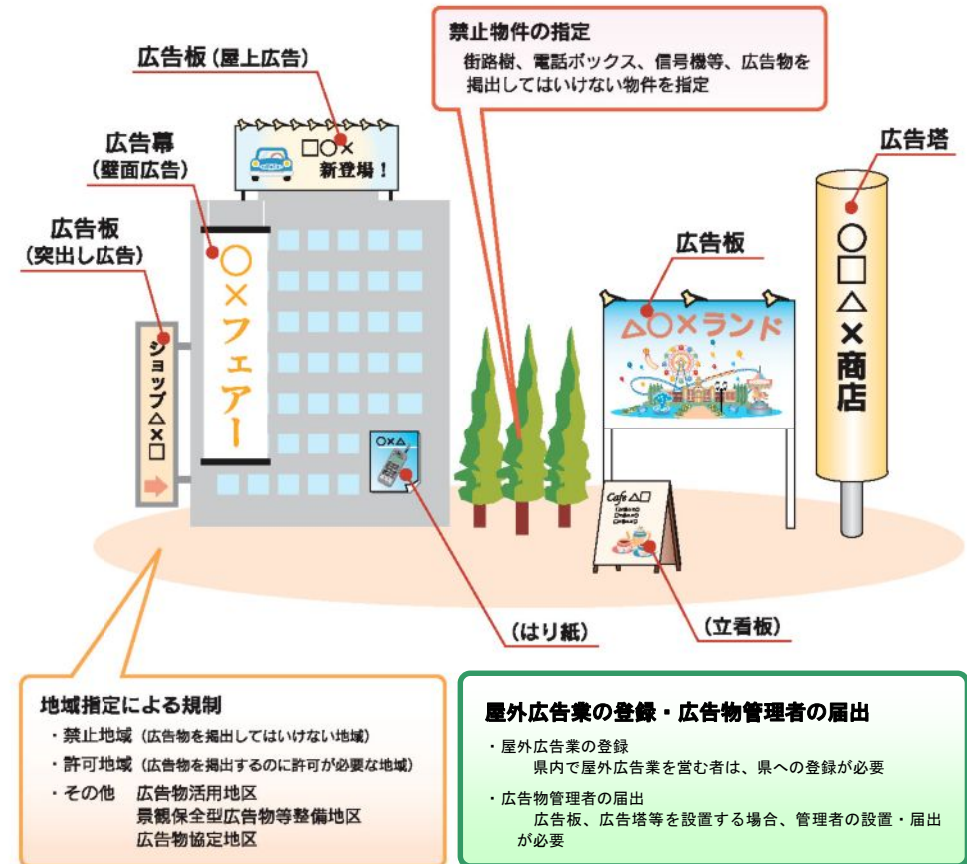
自家用広告物：自己の店舗等の敷地において、店舗等の名称や営業内容を表示するために設置される広告物

案内広告物：「次の交差点を左折すると〇〇商店」など、店舗等への案内誘導のために設置される広告物

一般広告物：その他の広告物

2 屋外広告物の規制

- ・屋外広告物は、社会経済活動における情報伝達の媒体として重要なものです。また、まちなみ等と調和した屋外広告物は、その景観を引き立てる機能も持っています。
- ・一方で、周辺景観との調和を欠く場合は、良好な景観の形成や風致の維持を損なうことにもなりかねません。
- ・また、落下・倒壊等、安全上の問題もできます。
- ・そこで、屋外広告物法に基づき「福井県屋外広告物条例・施行規則」を定め、設置を禁止する場所や、表示面積・高さ等の基準を設けています。
- ・なお、設置する場合には、原則として市町長の許可が必要となります。



3 福井県屋外広告物条例による地域指定

条例において、禁止地域と許可地域を定めています。

(1) 禁止地域

- ・ 良好な景観の形成、風致の維持の観点から、屋外広告物の設置を原則として禁止することが望ましいと考えられる地域です。
- ・ 具体的には、次に掲げるような地域または場所が禁止地域として指定されています。

- ・ 都市計画法に基づく低層（中高層）住居専用地域（低層～中高層住宅の良好な環境を守るための地域として定められた地域）、風致地区等
- ・ 主要国道・地方道の両側300m（用途地域および家屋連たん地域を除く）→ 国道8号・27号・305号の全区間 等を指定
- ・ 重要文化財等に指定された建造物の周囲 → 坪川家住宅、堀口家住宅および相木家住宅の周囲30mの範囲を指定
- ・ 史跡名勝天然記念物
- ・ 自然環境保全地域
- ・ 都市公園
- ・ 高速自動車道の両側500m（用途地域および家屋連たん地域を除く）→ 北陸自動車道の全区間、近畿自動車道敦賀線の全区間を指定
- ・ 駅前広場 → 福井駅前広場・敦賀駅前広場・武生駅前広場・小浜駅前広場・越前大野駅前広場・芦原温泉駅前広場を指定
- ・ 官公署、学校、図書館、病院、博物館等の敷地
- ・ 火葬場、葬祭場、社寺および教会の敷地

等

- ・ ただし、自家用広告物および案内広告物は、市町長の許可を受ければ設置できることとされています。

(2) 許可地域

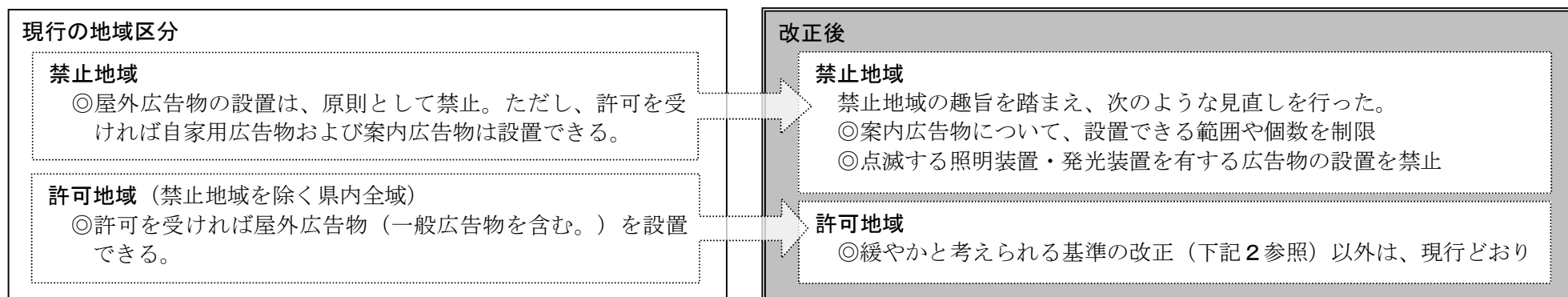
- ・ 禁止地域を除く県内全域が許可地域となります。
- ・ 原則として市町長の許可を受ければ、屋外広告物（一般広告物を含む。）を設置してもよい地域です。

II 見直しの基本的な考え方

県では、自然景観やまちなみ景観との調和を図り、良好な景観の形成が図られるよう、福井県屋外広告物条例・施行規則等を改正しました（平成22年1月1日施行）。その基本的な考え方は、次のとおりです。

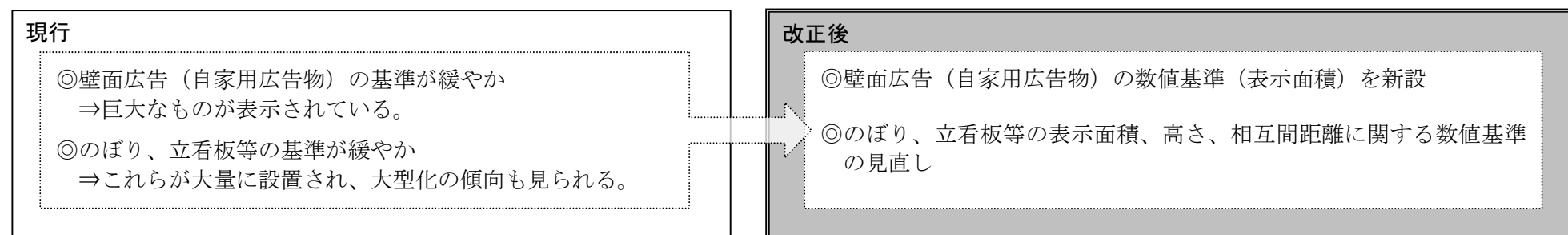
1 地域区分の考え方を踏まえた内容とする。

許可地域と異なり、禁止地域は良好な景観の形成、風致の維持の観点から、屋外広告物の設置を禁止することが望ましい地域です。この考え方を踏まえ、禁止地域における基準を見直しました（案内広告物、照明広告）。



2 緩やかと考えられる基準（表示面積、高さ等）については、地域区分に関わりなく見直す。

地域区分に関わりなく、基準が緩やかと考えられるものについては、これを見直しました。



3 十分な経過措置を設ける。

見直しに伴い既存広告物が不適格となる場合は、相当期間を経た後に新しい基準が適用されるよう経過措置を設けました。

Ⅲ 規制見直しの内容

1 禁止地域における案内広告物の規制見直し

(1) 現状と課題

- ・禁止地域は、屋外広告物の設置が原則として禁止される地域ですが、自家用広告物および案内広告物は、許可を受ければ設置できることとされています。
- ・禁止地域に設置できる案内広告物については、現在、設置できる個数、範囲等に制限は設けていません。
- ・このため、必要な案内誘導の目的を果たしているとは考えられないような広告物（「〇〇商店 11 k m先左折」、「〇〇商店直進 35 k m先」など）が設置され、景観を阻害している状況が見受けられます。

(2) 改正後

①設置できる禁止地域を限定

- ・禁止地域のうち、案内広告物を設置できる地域を、次に掲げる地域に限定しました。これにより、禁止地域のうち、高速道路沿い等には案内広告物を設置できなくなります。

＜設置できる地域＞

- ・住居専用地域等
- ・主要国道・地方道の両側300mの範囲
- ・名勝三方五湖の区域

②設置できる個数、範囲を制限

個数・範囲の制限を次のとおり新たに設けました（次頁イメージ図参照）。

○住居専用地域等、名勝三方五湖に設置する案内広告物

- ・個数：1事業所等ごとに4個以下
- ・範囲：案内誘導しようとする事業所等から1 k m以内

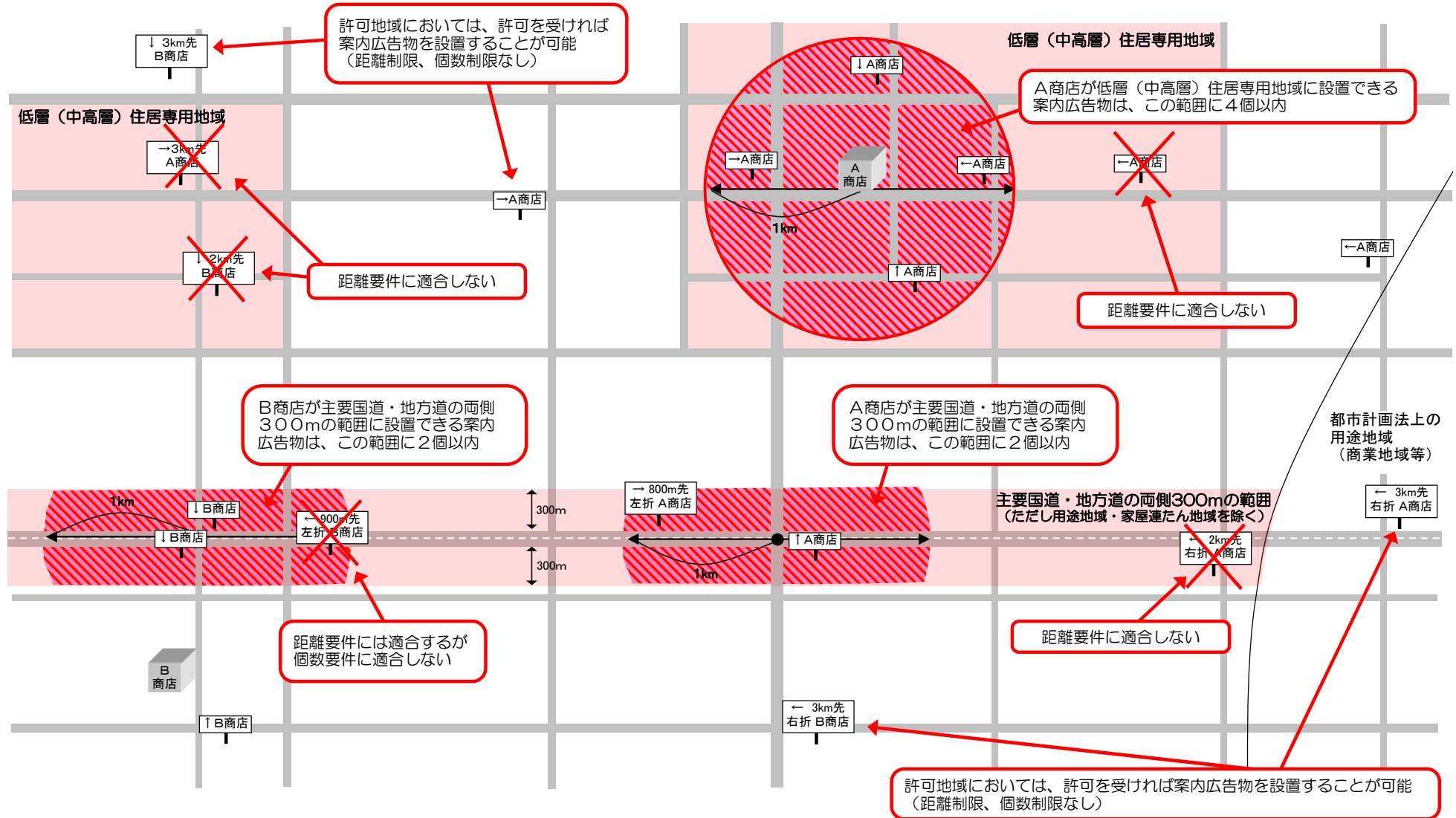
○主要国道・地方道の両側300mの範囲に設置する案内広告物

- ・個数：1事業所等ごとに、1路線につき2個以下
- ・範囲：案内誘導しようとする事業所等への最寄りの交差点（主要国道・地方道にある交差点）から1 k m以内

※この見直しは、あくまでも禁止地域における案内広告物に適用されるものであり、許可地域においては、改正前と同様、個数・範囲の制限なく設置できます。

イメージ図

- ・ 図の右上の薄いピンク色の地域は、住居専用地域です。この地域内にA商店があります。
- ・ 見直し後の基準が適用されると、A商店が住居専用地域内に設置できる案内広告物は、A商店から1 kmの範囲内（斜線の円内）に4個まで、ということになります。また、A商店にとって、主要国道にある最寄りの交差点は、A商店のほぼ真南に位置する黒丸を付した交差点となりますので、A商店がこの当該国道沿いに設置できる案内広告物は、ここから1 km以内の範囲内に2個まで、ということになります。
- ・ ピンク色でない地域（許可地域）においては、改正前と同様、個数・範囲の制限なく案内広告物を設置できます。改正後の基準は、あくまでも禁止地域において適用されるものです。



2 禁止地域における照明広告の規制見直し

(1) 現状と課題

- ・禁止地域に設置できる自家用広告物および案内広告物で、発光装置や照明装置を有するものについては、現在、下記のような一般的な基準が定められていますが、許可地域の基準との間に差異はありません。

<福井県屋外広告物条例施行規則 抜粋>

照明広告：広告板または広告塔で発光装置、照明装置等を有するものおよびこれらに類するもの

- ・昼間における良好な景観の形成および風致の維持について考慮されたものであること。
- ・点滅するものについては、点滅速度は、可能な限り緩やかなものであること。

- ・このため、禁止地域に必要以上に目立つ照明広告が設置されている状況が見受けられます。

(2) 改正後

禁止地域に設置される自家用広告物および案内広告物で、発光装置や照明装置を有するものについて、次の制限を新たに追加しました。

- ・点滅する発光装置、照明装置等は取り付けないこと。
- ・回転灯は取り付けないこと。
- ・映像広告は設置しないこと。

3 壁面広告（自家用広告物）の規制見直し

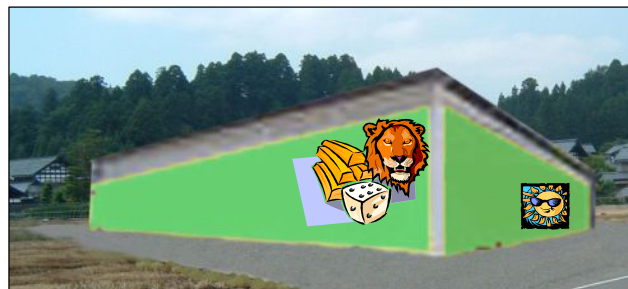
(1) 現状と課題

- ・ 許可地域における壁面広告（自家用広告物）については、面積基準を設けていません。
- ・ 禁止地域においても、1住所当たりでの総量規制（30㎡以内）は設けていますが、壁面広告それ自体の面積基準はありません。
- ・ このため、必ずしも周辺景観と調和していない巨大な壁面広告の事例が見受けられます。

(2) 改正後

禁止地域・許可地域の地域区分に関わりなく、壁面広告（自家用広告物）の面積基準を次のとおり設けました。

- ・ 1つの壁面の面積が100㎡以下のときは、当該壁面面積の1/2以下かつ20㎡以下
- ・ 1つの壁面の面積が100㎡を超えるときは、当該壁面面積の1/5以下



4 のぼり・立看板・はり札の規制見直し

(1) 現状と課題

- ・のぼり（「広告幕」に該当）については、次のような基準を設けています。

【広告幕の許可基準】

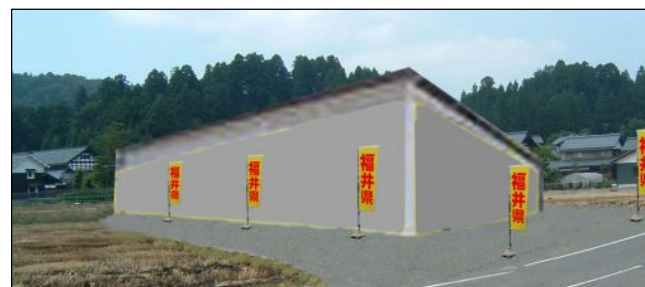
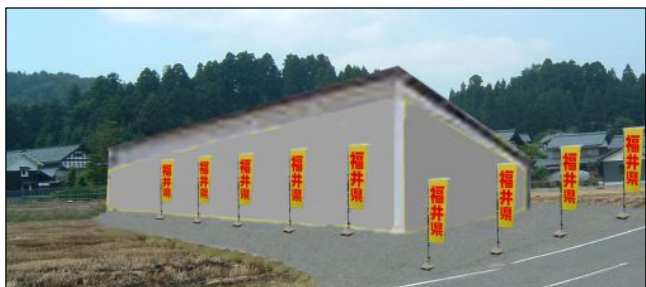
区分	一般広告物	自家用広告物
禁止地域	1本当たり30㎡以下、本数制限なし (案内板・道標等に限り設置可)	1住所地当たり合計30㎡以下(広告板・壁面広告等も含め、合計30㎡以下) 本数制限なし
許可地域	1本当たり30㎡以下、本数制限なし	無制限

- ・また、立看板・はり札の規制も整っていません。
- ・このため、のぼり等が大量に設置され、景観を阻害している事例が見受けられます。また、大型化の傾向も見られます。

(2) 改正後

禁止地域・許可地域の地域区分に関わりなく、のぼり、立看板、はり札の大きさ・高さ基準のほか、相互間距離の基準を次のとおり設けました。これにより、連続して立てるのではなく、間隔を空けて立てなければならないこととなります。

- ・縦：2 m以下
- ・横：1 m以下
- ・高さ：3 m以下
- ・相互間距離：広告物の高さの2倍以上



5 自家用広告物に係る総量規制等

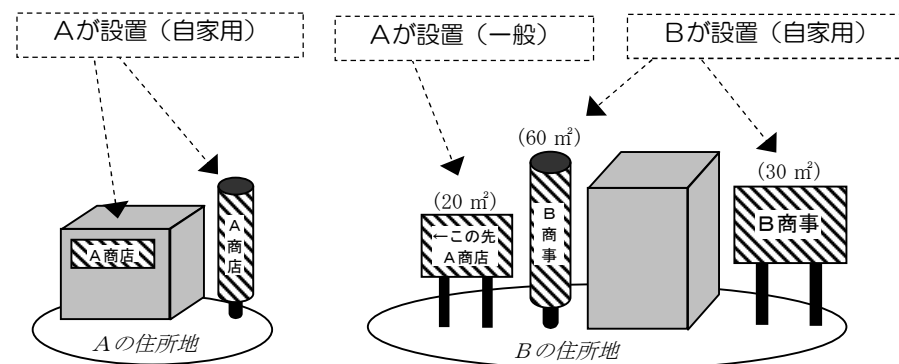
(1) 現状と課題

- ・自家用広告物の表示面積については、禁止地域・許可地域それぞれにおいて「一の住所地等につき」総量規制しています。

	禁止地域	許可地域
一の住所地当たりの表示面積（総量規制）	30 m ² 以内	100 m ² 以内（独立の広告板・広告塔の合計）
一の住所地当たりの許可申請を必要としない場合	5 m ² 以内	10 m ² 以内

＜一の住所地に複数の者（A商店・B商事）が
広告物を設置する事例（許可地域）＞

- ・総量規制は自家用広告物を対象としているため、Bの住所地に設置されているAの広告物（20 m²）は対象外となり、Bの広告物（合計90 m²）は総量規制の範囲内となりますが、Bの住所地全体としてみると110 m²となり、100 m²以内という総量を超えることとなります。



(2) 改正後

- ・総量規制の対象を自家用広告物に限定せず、一の住所地内に設置されている全ての広告物を対象としました。
- Aの一般広告物をBの住所地に設置する場合は、10 m²以内とする（Bの住所地の総量規制を超えないようにする）こと。

IV 既存広告物の経過措置

今回の見直しによって、現在は適法に設置されている広告物のうち、平成22年1月1日に改正条例が施行されると、結果として違反状態になるものが出てきます。こうしたものについては、一定の期間を経過した後に新しい基準を適用します。

1 基本的な考え方

改正条例の施行前に現に（許可を受けている等）適法に表示または設置されている広告物は、以下の考え方にに基づき、当該広告物の違反状態の改善または除却を求めます。

○改正条例施行後、一定の経過措置期間においては、改正前の条例の基準により引き続き更新許可を受けることを認めます。

○改正条例施行後の変更（改造）許可については、改正後の基準を適用します。

改正前の条例の基準による許可は、あくまでも改正条例施行前に許可を受けた状態のまま引き続き設置しておく場合に限りです。

2 経過措置期間

(1) 簡易広告物（はり札、立看板、のぼり等）

改正条例施行日から1か月（広告物の設置許可期間）を経過する日までに除却等しなければなりません。

(2) 建物に表示または設置される広告物（壁面広告、屋上広告、突出広告）で、その除却、変更（改造）等を行うことに伴い、当該建物の構造をも変更（改造）することが必要となるもの

改正条例施行後、建物の変更（改造）等を行うまで改正前の条例の基準により引き続き更新許可を受けることを認めます。

(3) 上記以外の広告物（野立の広告板、広告塔等）

改正条例施行後6年を経過する日までは、改正前の条例の基準により引き続き更新許可を受けることを認めます。

改正条例施行後6年を経過する日を超える更新許可については、経過措置期間内に改正後の基準に適合させた変更（改造）等を行わない限り、認めません。

イメージ

